

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 9 月 9 日

金 曜 日

第 4104 号

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 2
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

正 誤

- 平成28年 5 月 30 日付け号外(2)富山県規則第37号 4

告 示

富山県告示第390号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）第6条の規定により告示する。

平成28年 9 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

氏名	担当する医療の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
小竹 源紀	リハビリテーション科	済生会高岡病院	高岡市二塚 387 番地1	平成28年 7 月 26 日

富山県告示第391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成28年9月9日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
ウエルシア薬局 高岡京田店	高岡市京田 624	育成医療、更生医療	調剤	平成28年9月1日
ウエルシア薬局 射水本開発店	射水市本開発130 －8	育成医療、更生医療	調剤	平成28年9月1日
ウエルシア薬局 氷見諏訪野店	氷見市諏訪野 9 －15	育成医療、更生医療	調剤	平成28年9月1日
ウエルシア薬局 高岡姫野店	高岡市姫野377－ 1	育成医療、更生医療	調剤	平成28年9月1日
ウエルシア薬局 砺波豊町店	砺波市豊町2丁 目17－2	育成医療、更生医療	調剤	平成28年9月1日
ウエルシア薬局 高岡戸出店	高岡市戸出町 4 －11－5	育成医療、更生医療	調剤	平成28年9月1日
ウエルシア薬局 高岡佐野店	高岡市佐野1189 －1	育成医療、更生医療	調剤	平成28年9月1日
さみさと薬局	下新川郡朝日町 泊415番地の2	育成医療、更生医療	調剤	平成28年9月1日
扇町薬局	高岡市扇町 1－ 3－14	育成医療、更生医療	調剤	平成28年9月1日

富山県告示第392号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成28年9月9日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援A型	平成28年9月1日	1611900364	株式会社ハニービー	石川県金沢市神田2丁目2番19号	self-A・ハニービー小杉東	射水市手崎164番地1

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年9月9日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成28年8月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人難病ネットワークとやま
- 3 代表者の氏名
中川 美佐子
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市清水町1丁目1番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、難病相談・支援センター設置を基とし、難病あるいは原因や治療法及び完治が未確立の病と闘う患者・家族に対する情報提供や正しい知識の普及啓発を行うと共に、社会的及び経済的・精神的自立支援に関する事業を行う。又、治療法解明に向けて関係機関に働きかける事により医療と福祉の増進を図り、誰もが住みよい社会に寄与する事を目的とする。

~~~~~  
**正 誤**  
 ~~~~~

平成28年5月30日付け号外(2)富山県規則第37号「富山県建築基準法施行規則の一部を改正する規則」中

頁	行	誤	正
1	下から 1	前項第 1 号に掲げる建築物	<u>法第12条第 1 項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物及び前項第 1 号に掲げる建築物</u>